

大阪府中央区社会福祉協議会ホームページ・バナー広告募集要領

福祉関連情報の適切な提供を目的として、大阪府中央区社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり広告を募集します。

1. 募集ページ

当協議会ホームページ・トップページ（URL：<http://www.osaka-chuo-syakyo.jp>）

2. アクセス件数

14,774件（平成27年度実績）

ただし、件数は参考データであり、アクセス件数の保証ではありません。

3. 広告枠数

A規格（トップページイラスト横）：3枠

B規格（トップページ最下段）：4枠

4. 広告掲載料金

A規格：1枠あたり月額3,240円（税込）

B規格：1枠あたり月額2,160円（税込）

5. 広告募集期間

広告を掲載する期間は3ヶ月単位です。ご希望月の前月10日までにお申し込みください。なお、バナー広告の掲載位置については指定できません。

6. バナー広告の規格

A規格：縦90ピクセル×横200ピクセル

ファイル形式GIF（アニメ不可）、JPEG

データ容量30キロバイト以内

B規格：縦50ピクセル×横180ピクセル

ファイル形式GIF（アニメ不可）、JPEG

データ容量30キロバイト以内

画像は、目への負担を考慮して、「光感受性発作」を誘発させないようにしてください。

なお、バナー広告は、申込者の負担で作成してください。

7. 掲載できない広告

本会広告掲載要項第2条の各号に該当するものは掲載できません。（3P.参照）

8. 申込方法

本会ホームページ・バナー広告掲載申込書（様式1）をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、本会までお送りいただくかご持参ください。後日、掲載又は非掲載の決定通知を送らせていただきます。掲載決定通知を受理されましたら、広告料を納付し、バナー広告のデータをご提出ください。

原則として先着順としますが、広告原稿の内容を審査のうえ決定させていただきます。

9. 広告掲載の取り下げは、書面で受け付けます。ただし、納付済みの広告料は返還しません。

10. その他

ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更等が生じる場合がありますのでご了承ください。メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めるものとします。

◆申込み及び問合せ先

〒542-0062

大阪市中央区上本町西2-5-25

中央区社会福祉協議会（担当：大谷）

TEL 06-6763-8139

FAX 06-6763-8151

大阪市中央区社会福祉協議会広告掲載要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙等の印刷物や、インターネット上のホームページ等に掲載する広告の取り扱いを定め、福祉関連情報の適切な提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても該当するに至った場合は同様とする。

- (1) 法令等で禁止され、または法令に抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 福祉サービスの向上を妨げるおそれのあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの
- (6) 当該広告事業の内容を、本会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他、本会が広告掲載を行う広告として不適切であると本会事務局長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告について、規格、制限事項、掲載位置、掲載期間、広告料、選定方法等については、事務局長が別途定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集については、ホームページ等を通じて公募する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、本会広告掲載申込書（様式1）により、指定する期間内に本会事務局長あて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 本会事務局長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、申込者に広告決定通知書（様式2）により通知する。

(広告料)

第7条 広告料については、類似広告の市場価格等を勘案し別途定める。

2 広告料は、指定期日までに一括前納することを原則とする。

(広告原稿及びデータの作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿及びデータを指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿及びデータは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料の返還)

第9条 徴収した広告料は返還しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返還することがある。

(広告掲載の取消し)

第10条 本会事務局長は、各号のいずれかに該当する場合には、広告主または広告取扱者への催告、その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) その他必要と認めるとき

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主または広告取扱者は、書面による申し出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに本会に連絡するものとする。

附則

(施行期日)

この要項は、平成24年11月1日から施行する。